平成２７年（フ）第５９５号
神奈川県藤沢市藤沢３丁目２番25号　ウッドハイムオオサワ202
債務者　佐藤　益伸
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１号
岡山市東区竹原730番地７、旧住所岡山市南区藤田656番地92
債務者　武地　　強
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４４号
岡山市北区佐山2223番地５
債務者　荒木　忠志
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４１号
東京都町田市中町４丁目14番４号
債務者　金泉　淑子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８８５号
東京都台東区浅草４丁目11－１－301
債務者　新井　正人
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５９０号
東京都目黒区目黒本町５丁目８－５－101
債務者　早坂　七恵
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６２３号
東京都目黒区大橋２丁目12－13－303
債務者　伊勢亀　隆
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８３８号
東京都目黒区祐天寺１丁目26－７－101
債務者　川越　聖子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０９２号
東京都大田区東矢口３丁目17－10　第一荘210
債務者　眞田　ちほ
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５８号
東京都稲城市向陽台６丁目９番地２－202
債務者　野宮　誠一
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７１２号
横浜市中区伊勢佐木町５丁目129番地　伊勢佐木町ダイカンプラザシティ605号室
債務者　黒木　祐也
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６号
沖縄県うるま市字兼箇段1211番地
債務者　宇良タカ子（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２３６号
静岡市駿河区向敷地60番地の３　県営向敷地団地104号、旧住所静岡市駿河区向敷地60番地の３　県営向敷地団地105号
債務者　鷲巣　圭子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１８６６号
愛知県春日井市穴橋町３丁目８－15
破産者　ナガエ通商株式会社
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５１号
鹿児島県鹿児島市甲突町24番８号
破産者　株式会社勝治
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
札幌市清田区清田２条３丁目１番１号
破産者　有限会社システムテック
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部